

6 法定相続分図解

	相続人 ○ いる場合 × いない場合				相続人の取得割合									
					改正前(55.12.31以前)				改正後(56.1.1以降)					
	配偶者	子	親	兄弟	配偶者	子	親	兄弟	配偶者	子	親	兄弟		
遺言のない場合	○	○	○	○	1/3	2/3	0	0	1/2	1/2	0	0		
	×	○	○	○	—	全部	0	0	—	全部	0	0		
	×	○	○	×	—	全部	0	—	—	全部	0	—		
	×	○	×	○	—	全部	—	0	—	全部	—	0		
	×	○	×	×	—	全部	—	—	—	全部	—	—		
	○	×	○	○	1/2	—	1/2	0	2/3	—	1/3	0		
	○	×	×	○	2/3	—	—	1/3	3/4	—	—	1/4		
	○	×	×	×	全部	—	—	—	全部	—	—	—		
	×	×	○	○	—	—	全部	0	—	—	全部	0		
	×	×	○	×	—	—	全部	—	—	—	全部	—		
×	×	×	○	—	—	—	全部	—	—	—	全部			
遺言のある場合	財産指全定	財産全部について全相続人に分配割合を指定している場合			各相続人は、遺留分を侵さない限り指定に従い相続する								同	左
	財一部指の定	一部の相続人に分配割合を指定している場合			指定された者は、他の遺留分を侵さない限り指定通り相続する。指定されない者は、普通の割合で相続する								同	左
	遺贈のとき	相続人以外の者が財産を贈られたとき			相続人の遺留分を侵さない範囲で受けられる								同	左

- (註) 1. 子のないときは、孫、ひ孫の順で、親のないときは祖父母、曾祖父母の順で相続する。
 2. 子、親、兄弟が数人あるときは本表相続分を均分する。
 3. 改正法律で寄与分制度が新設された。

7 遺留分早見表

	相続人 ○ いる場合 × いない場合				遺留分							
					改正前(55.12.31以前)				改正後(56.1.1以降)			
	配偶者	子	親	兄弟	配偶者	子	親	兄弟	配偶者	子	親	兄弟
同で順位続のするだけとき	配偶者	子	親	兄弟	配偶者	子	親	兄弟	配偶者	子	親	兄弟
	○	×	×	×	1/3	—	—	—	1/2	—	—	—
	×	○	×	×	—	1/2	—	—	—	1/2	—	—
	×	×	○	×	—	—	1/3	—	—	—	1/3	—
	×	×	×	○	—	—	—	0	—	—	—	0
	×	×	×	○	—	—	—	0	—	—	—	0
配偶者と共に相続するとき	○	○	×	×	1/6	2/6	—	—	1/4	1/4	—	—
	○	×	○	×	1/6	—	1/6	—	2/6	—	1/6	—
	○	×	×	○	1/3	—	—	0	1/2	—	—	0

- (注) 1. 配偶者と子、子のない場合は配偶者と親のために、被相続人は必ず遺産の一定部分を残しておかなければならない。これを遺留分という。子又は親が数人あるときは本表の割合を均分する。
 2. 改正法律では、民1028条の1号2号は、下記のように改められた。
 (1) 直系尊属のみが、相続人であるときは、被相続人の財産の1/3。
 (2) その他の場合には、被相続人の財産の1/2。

6 法定相続分額

表見早伏留置

相続人		相続人の取得割合									
法定相続人		遺言 (55.12.21以前作成)					遺言 (56.1.1以後)				
（親族(1.1.25)前)		（親族(1.6.21)前)		（親族(1.6.21)前)		（親族(1.6.21)前)		（親族(1.6.21)前)		（親族(1.6.21)前)	
親	子	孫	兄弟	姉妹	遺言	遺言	遺言	遺言	遺言	遺言	遺言
-	-	1/2	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0
-	-	1/2	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0
-	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	-	1/2	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0
-	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表一の表見早伏留置、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等 (注)
 表見早伏留置は、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等に
 関係なく、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等に
 関係なく、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等に

表見早伏留置	表見早伏留置は、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等に 関係なく、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等に 関係なく、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等に	表見早伏留置は、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等に 関係なく、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等に 関係なく、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等に
表見早伏留置	表見早伏留置は、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等に 関係なく、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等に 関係なく、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等に	表見早伏留置は、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等に 関係なく、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等に 関係なく、その後の遺言と共同相続割合の算定、平等相続等に

1. 表見早伏留置は、親、兄弟姉妹、子の順で、親のないときは養父母、曾祖父母の順で算定する。
2. 改正法律で表見早伏留置が廃止された。